

2018年8月1日

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川智明 様

原子力民間規制委員会・東京  
代表 岩田俊雄  
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-6-2  
ダイナミックビル5F  
E-mail mkiseii.t@gmail.com

### 福島第一原発事故加害者東京電力への質問書

今回の集中豪雨や台風では「早めの避難を」との呼びかけが行われました。これが、原子力災害だったらどうでしょうか？「早めの避難」など不可能です。原子力事業者が、複雑なシステムである原発のどこで何が起きているかを把握し、どう進展するかを見抜いて、隠ぺいせずに、即座に国に通報し、そして、国から即座に避難指示が出されるなどということは、およそありません。しかも、段階的避難ということで、まず、原発から5キロ圏内の住民を優先的に避難させ、5キロから30キロ圏内の住民は、屋内退避とされ、避難は抑止することになっています。

過酷事故の場合、冷却材喪失から20分でメルトダウン、90分でメルトスルーであり、放射性物質が放出される前に避難することなど、たとえ5キロ圏内の住民に限っても不可能です。

**【質問1】** 先日、原子力規制委員会は、昨年度、電力10社が実施した原発重大事故訓練で、東京電力柏崎刈羽原発など3原発が、情報共有の面で最低評価だったことを公表しました。事故の収束戦略、進展予測について、貴社は、「事象の断面だけの説明になっており、戦略が見えない」と評価されています。貴社が情報共有などで手間取っている間に、住民は、高濃度の放射性物質にさらされるのです。原子力事業者防災訓練で最低評価というのは、貴社の住民の安全軽視の表れではないでしょうか？ 貴社の見解をお聞かせください。

**【質問2】** 前回、原子力防災に関する貴社の見解を質問したところ、お答えは「原子力災害対策特別措置法に定める分掌に基づき、当社は、国、地方公共団体と連携しつつ、原子力事業者としての責務を全うしてまいります」とのことでした。原子力事業者の責務とは、万が一にも、周辺の公衆に放射線災害を与えないことです。訓練シナリオに沿っても最低評価では、原発事故の未知の危険に対しては、到底対応できないのではないのでしょうか？ 避難を前提とすること自体、住民の安寧に生きる権利を侵害するものであり、憲法13条に違反します。原発事故で、公衆に命がけの避難をさせ、すべてを失うリスクを負わせることについて、貴社はどうかをお考えかをお聞かせください。

**【質問3】** 福島第一原発事故で、原子炉水位計の欠陥が明らかになりました。すなわち、過酷事故が起こった場合、蒸発による基準水面低下や炉側の水位低下によって計測不能になるという欠陥です。柏崎刈羽原発では水位計を増設したとのことですが、計測原理が同じものを増設することで、問題解決になるのでしょうか？ 説明をお聞かせください。

以上について、8月22日(水)までにEメールでご回答ください。

以上